令和3年度 府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 本実施要領の位置づけ

本実施要領は、笠置町(以下「本町」という。)が発注する「府立笠置山自然公園 清掃及び維持管理業務委託」(以下「本業務」という。)を受託する「優先契約交渉 事業者」を選定するにあたって、その選定手順及び審査用件等を示したものである。 なお、本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会 において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を 失う場合があり得るものとする。

2 業務の概要

(1) 業務の目的

本業務は、史跡名勝地である府立笠置山自然公園内の清掃及び維持管理を実施することにより、府立笠置山自然公園を訪れられた観光客が快適に観光できることを目的とする。

(2) 委託業務の名称

令和3年度 府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業務委託

(3) 業務内容

別紙「令和3年度 府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)によるものとする。

(4) 履行期間

令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)

3 参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを した者にあっては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法(平成 11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再 生計画の許可がなされていないものではないこと。
- (3) 本件の公告日から契約の締結日までの間において、笠置町工事等契約に係る 指名停止等の措置要綱(平成23年公布第20号)による指名停止を受けてい ないこと。
- (4) 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に建設業法(昭和24年 法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受 けていない者。
- (5) 笠置町暴力団排除条例(平成23年9月20日条例第7号)第2条第3号 に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではない こと。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) 等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (7) 本業務委託仕様書の内容を履行する能力を有する笠置町内を拠点としている株式会社、有限会社及び任意団体(公益社団、財団法人、一般社団法人、特定非営利法人等の法人資格は問わない)。
- (8) 活動内容が本町内の観光振興を目的とし、その旨を定款・約款に記載している者であること。

- (9) 本町と連携を取りながら本業務を円滑に遂行でき、必要に応じて早急な対応 (訪問) が可能な者であること。
- (10) 国税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 4 **見積上限金額** ¥ 3, 0 0 9, 0 0 0 .- (消費税等を含まない) なお、上記金額を超えて見積を行った場合は、失格とする。

5 プロポーザル実施スケジュール

事 項	年 月 日
公告日	令和3年2月24日(水)
本要領等の配布期間	令和3年2月24日(水)~令和3年3月3日(水)
参加表明書等の受付期間	令和3年2月25日(木)~令和3年3月5日(金)
参加表明書等の質問書受付期間	令和3年2月25日(木)~令和3年3月3日(水)
質問書に対する回答日	令和3年3月5日(金)
参加資格審査結果通知	令和3年3月8日(月)
提案書受付期間	令和3年3月10日(水)~令和3年3月19日(金)
提案書の質問書受付期間	令和3年3月8日(月)~令和3年3月12日(金)
質問書に対する回答日	令和3年3月15日(月)
プレゼンテーション並びにヒアリング	令和3年3月下旬 予定
優先契約交渉事業者決定通知	令和3年3月25日(木)
契約締結	令和3年4月1日(木)

6 参加表明等の手続について

- ① 本要領、仕様書等の配布期間・日時及び配布場所
 - (1) 配布期間・日時

令和3年2月24日(水)から令和3年3月3日(水)までの平日の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日は除く。)

(2) 配布場所

笠置町役場 商工観光課

笠置町のホームページからもダウンロード可能。

(笠置町ホームページ:https://www.town.kasagi.lg.jp)

- ② 提出書類及び部数
 - (1) 参加表明書(様式1)1部※代表者1者が行う。
 - (2) 誓約書(様式2)1部※代表者1者が行う。
 - (3) グループ構成表(様式3)1部
 - ※参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、その他役割)を明確にする。
 - (4) 企業概要(様式4) 1部

※参加資格要件を満たすことを証明する書類(登記簿謄本の写し等)1部

- (5) 過去3年間(平成29年度から令和元年度まで)の同種業務実績(様式4)1部 ※契約書等、受注が確認できる資料の写しを添付すること。
- ③ 参加表明等受付期間

令和3年2月25日(木)から令和3年3月5日(金)まで

(注) 受付は、平日の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日は除く。)

④ 提出先

〒619-1303

京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1

笠置町商工観光課(担当:植田)

TEL: 0 7 4 3 - 9 5 - 2 3 0 1 (代表) 内線: 5 1

FAX: 0743-95-2961

E - Mail: kankou@town.kasaqi.lq.jp

⑤ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、受付期間内に必着させるとともに、書類等の配 達記録が残る方法を利用するものに限る。)

⑥ 提出部数

正本 1部

7 プロポーザル参加資格審査結果の通知について

提出されたプロポーザル参加表明書及び指定する提出書類をもとに審査を行い、 参加資格要求を満たすと認めた者には、「参加資格者」であることを令和3年3月 8日(月)に書面(普通郵便)にて通知する。また、郵送とあわせて電子メールに て通知するので、メールを受信した場合は必ず受信確認のメールを返信すること。

8 提案書等の提出について

本プロポーザル参加資格審査を経て、「参加資格者」となり提案書等の提出依頼 を受けた者は、以下により提案書等を提出すること。

① 提出書類

(1) 見積書(任意様式)

必ず積算根拠となる書類を添付すること。

- (2) 提案書提出届(様式5)
- (3) 業務実施方針等提案書(様式 6)

業務の実施方針、実施体制、業務工程ついて、A4版2枚以内で提出すること。

(4) 提案総括表(様式7) 本業務においての効果等について、A4版2枚以内で記載すること。

(5) 使用機器提案書(様式8) 本業務に使用する機器について、A4版2枚以内で記載すること。

(6) 追加提案書(様式9)

本業務において、仕様書以外となるが本町にとって有益となる提案があれば、 A4版2枚以内で提案すること。

- ② 提出書類における提示条件
 - (1) 町の委託料の支払いは、優先交渉権者と協議の上、別途定める。
 - (2) その他、この要領に定めるものの他、提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。
- ③ 提案書作成時のその他留意点
 - (1) 各提案書類には、各ページの下中央に提出書類ごとの通し番号をふること。
 - (2) A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこととし、A3版の場合は2ページカウントとする。
- ④ 提案書提出期間

令和3年3月10日(水)から令和3年3月19日(金)

- (注) 受付は、平日の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日は除く。)
- ⑤ 提出先

〒619-1303

京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1

笠置町商工観光課(担当:植田)

TEL: 0743-95-2301 (代表) 内線: 51

FAX: 0743-95-2961

E - Mail: <u>kankou@town.kasagi.lg.jp</u>

- ⑥ 提出方法 持参に限る
- ⑦ 提出部数 正本1部、副本5部 合計6部
- ⑧ その他
 - (1) 本町が必要と認め、追加資料の提出依頼を行った場合は速やかに提出すること。

9 審査(提案書評価、プレゼンテーション及びヒアリング)

- ① 審査は、「参加資格者」を対象に、8により提出された提案書等による評価、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、以下のとおり予定している。実施方法等の詳細については後日改めて通知する。
 - (1) 実施日時 令和3年3月下旬(予定) (詳細については、別途通知する。)
 - (2) 実施場所 笠置町産業振興会館(予定)
- ② プレゼンテーション等への出席者は、本プロポーザルを担当する責任者のみとする。
- ③ 説明は、責任者が行うものとし、責任者が欠席した場合は失格とする。
- ④ プレゼンテーション等の時間は、一の提案者あたり30分以内(準備5分、説

明10分、質疑応答10分、片付け5分)とする。

- ⑤ 説明は、提案書に記載した内容を基本とし、提案書の内容と著しく異なる説明 を行った場合は失格とする。
- ⑥ 欠席した場合は失格とする。やだし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない 理由が生じた場合は、速やかに笠置町役場商工観光課へ電話連絡し、その指示に 従うこと。

10 評価基準等

審査の評価項目及び基準は、令和3年度府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業 務委託公募型プロポーザル評価基準表による(別紙のとおり)。

11 審査

- ① 審査は、令和3年度府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業務委託事業者選 定審査委員会(以下「審査委員会」という。)で行う。
- ② 審査委員会の評価及び採点において、集計点数の最も優れた者を優先契約交渉事業者として選定する。
- ③ 最も優れた点数の者が複数になった場合は、出席委員の過半数で決し、同数のときは委員長の決するところにより選定する。
- ④ 提出された書類は、選定に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ⑤ 審査においては次の事項を重視する。
 - (1) 本業務の進め方・体制・工程(業務実施体制、業務実施工程等)について
 - (2) 業務実績(同等の業務の履行等)について
 - (3) 業務実施方針について
 - (4) ヒアリング (プレゼンテーション、本業務に対する取組姿勢、提案及び実

行能力) について

(5) 見積り(提案内容とその費用の妥当性)について

12 審査結果の通知

審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに参加者全員に文書で通知するとともに、笠置町ホームページに掲載する。

13 契約の締結

審査の結果、優先契約交渉事業者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。 ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約を締結できない場合は、次店 者と契約交渉を行うものとする。

- ① 本要領3に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ② 契約交渉が成立しないとき又は優先契約交渉事業者が本契約の締結を辞退したとき
- ③ 申込書類、提案書等に虚偽の記載が判明したとき
- ④ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

14 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問書の受付及び回答は、以下のとおりとする。

- ① 参加表明書等に関する質問
 - (1) 受付期間

令和3年2月24日(水)から令和3年3月5日(水)まで 午後5時を期限とする。

(2) 受付方法

質問書(様式10)に記入のうえ、E-Mail で提出することとし、送付先 E-Mail アドレスは17に記載のとおりとし、メールのタイトルは「プロポーザル参加表明に関する質問」とすること。受信確認後、質問者宛に受信確 認メールを返信する。

(3) 回答日

令和3年3月5日(金)

(4) 回答方法

本町ホームページに掲載する。

② 提案書に関する質問

(1) 受付期間

令和3年3月8日(月)から令和3年3月12日(金)まで 午後5時を期限とする。

(2) 受付方法

14の①の(2)と同じとし、メールのタイトルは「提案書に関する質問」と すること。

(3) 回答日

令和3年3月15日(月)

(4) 回答方法

メールにて「参加資格者」に送付する。

③ 質問の内容について

受付する質問内容については、上記①及び②に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

15 留意事項

① 費用負担

参加に関する全ての書類作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とする。

- ② 提出書類の取扱い・著作権・情報公開
 - (1) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は、返却しない。
 - (2) 本町は、本業務以外の目的で提出書類を使用したり情報を漏らしたりすることはしない。
 - (3) 応募者の提出した書類のうち、最優秀提案者の提出書類の著作権に関しては、契約時点で本町に帰属するものとする。
 - (4) 本件に係る情報公開請求があったときは、笠置町情報公開条例に規定に基づき開示する。

③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠、設計、施工方法、工事材料 等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④ 本町からの提出資料の取扱い

本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

⑥ 提出書類の変更等の禁止

提出した書類の変更、追加、修正及び再提出はできない。なお、本提出書類 について、後日、参考資料を求めることがある。

16 その他

- ① 次の場合、提案等は無効とする。
 - (1) 提出書類に、虚偽の記載をした場合
 - (2) 提案書等の作成に当って、不正行為が判明した場合
 - (3) 提出書類等のサイズ、内容が示された条件に適合していない場合
 - (4) 提出期限内に提出書類等が提出されなかった場合
- ② 本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を提出すること(様式11)。なお、辞退した者は、辞退を理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。

17 事務局

〒619-1303

京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1

笠置町商工観光課(担当:植田)

TEL: 0743-95-2301 (代表) 内線: 51

FAX: 0743-95-2961

E - Mail : kankou@town.kasaqi.lq.jp